

負けへんで！



立春を過ぎてもなおきびしい寒さが続いています。お元気で過ごしてでしょうか。平成28年もあっという間に一か月が過ぎてしまいました。最近、M&A、空き家問題、リスクマネジメント、マイナンバー等に関する講演で大忙し。それから第31次政府地方制度調査会は2月29日の総会で終了する予定です。少子化社会に的確に対応する行政体制とガバナンスの在り方の報告書が3月10日には発表される予定。地方公共団体のガバナンスに関しては、監査サポート組織の設立、議選監査委員の選択制、住民訴訟の要件を故意・重過失に限定する方向の改正案等が盛り込まれる予定。

今年は、包括外部監査、地方自治、それから温泉などに関する講演も予定されています。新年会シーズンの疲れやインフルエンザで体調を崩される方も多いので、皆様もお気を付けください。

山陽新聞

平成27年11月29日



Oni ビジョン「もっと知りたい！」 / RSK ラジオ「敷居のめえ～っちゃ低い法律相談所」

Oni ビジョンの「もっと知りたい！」に出演中。直近の放送は、1月の「居眠り女性を「盗撮」して投稿—なぜ侮辱罪なのか—」、2月の「空き家のリスクとは？」でした。毎月何回か放送されますので、是非ご覧になって下さい！

RSK ラジオ「敷居のめえ～っちゃ低い法律相談所」は、毎週月曜日午後7時からの放送。皆さまから番組に寄せられた身近に起こる様々なトラブルを他の法律の専門家たちとともにおもしろく、そしてわかりやすく解説していますよ！



小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2番15号
弓之町シティセンタービル6階

Tel 086-225-0091 Fax 086-225-0092

Mail:k0217@oka.urban.ne.jp

所長弁護士 小林 裕彦

弁護士 岩橋 照美 弁護士 藤井 秀孝
弁護士 井筒 智子 弁護士 丸山 洋平
弁護士 丸屋 祐太郎 弁護士 柳原 徹也
弁護士 越智 量平 弁護士 田中 利佳

(岡山弁護士会所属)

HP: <http://kobayashilawoffice.p-kit.com/>



■□ 法（ほう）～納得！ 第24号 □■ 平成27年11月 2日発行

～ オートロックマンションの鍵を失くした場合の責任の所在 ～

年末年始が段々と近づいてきています。年末年始の飲み会の増加や年度末の引っ越しの増加に伴い、「マンションの鍵の紛失」という事象が増加します。今回は、この「マンションの鍵の紛失」に関するお話をしようと思います。

1 紛失した鍵が、オートロックマンションの鍵だった場合

オートロックマンションの鍵は、部屋の鍵とマンション入口の鍵を兼ねていることも多くあります。

そのような鍵を、酔って暴れて(?) 紛失したような場合、(1)全戸の鍵の交換費用又は(2)自室のシリンダー交換費用が発生する可能性があります。

酔って暴れて(?) 鍵を紛失する代償として、自室のシリンダー交換費用[(2)]程度であれば、支払った上で反省すれば足りるような気がします。マンション全戸の鍵の交換費用[(1)]を請求された場合には、反省してもしきれません。

2 鍵紛失の責任を負うのは誰？

マンションの契約をするということは、貸主との間で「賃貸借契約」を締結する、ということの意味です。借借人が未成年の場合には、親が借借人として契約している場合が多いと思いますが、借借人は、借借人としての義務を負います。

賃貸借契約における借借人の義務の中には、賃料を支払う義務の他に、鍵を保管する義務も含まれます。そのため、鍵を紛失した場合には、借借人としての義務に反した債務不履行（又は不法行為）として、貸主から損害賠償請求される可能性があります。

3 借借人が責任を負うとして、その範囲は？

では、貸主から損害賠償請求されるとしても、マンション全戸の鍵の交換費用[(1)]までも支払う必要はあるのでしょうか。

賃貸借契約締結時に署名押印した「賃貸借契約書」内の規定が気になるころではありますが、「賃貸借契約書」の多くが基準にしているであろう『賃貸住宅標準契約書』で今回は御説明します。

これは、国土交通省が作成している標準契約書です。この標準契約書の別表第5には、原状回復（第14条）の条件について記載があります。この中では、「鍵の紛失又は破損による取替え」は、借主負担とされていますが、その「取替え」の具体的な記載（全戸[(1)]か特定の部屋だけ[(2)]か）はありません。

4 対処法

もし、鍵を紛失して、自室のシリンダー交換費用[(2)]を請求された場合には、反省を含めて快く支払って下さい。他方、マンション全戸の鍵の交換費用[(1)]を請求された場合には、民法、商法（明治三十二年法律第四十八号）その他の法律の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であって、民法第一条第二項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」とする消費者契約法10条で争うことができる可能性がありますので、そのような場合には、専門家に御相談下さい。

～ 斜線を引いた遺言書の効力 ～

平成27年11月20日、赤ペンで斜線が引かれた自筆証書遺言の効力に関して、最高裁判所の判断が出されました。この事案は、文字の上に、左上から右下にかけて赤ボールペンで大きく斜線が引かれていた自筆証書遺言の効力が争われていたものです。当該遺言書は財産の大半を長男に相続させるという内容であったため、相続の対象から外れた長女が「父が書き損じた年賀状にも同じように斜線が引かれている」、「遺言書は無効」と主張し提訴していたものです。

1審・2審では、斜線を引いたのは被相続人である父親であると認定したものの、「文字が読める程度の消し方では遺言を撤回したとはいえない」として、遺言書は有効であるとしていたため、最高裁判所の判断が注目されていました。

今回は、「遺言の撤回」についてお話しようと思います。

1 遺言の撤回

まず、民法1022条では、「遺言者は、いつでも、遺言の方式に従って、その遺言の全部又は一部を撤回することができる。」と規定されています。そして、民法1024条では、「遺言者が故意に遺言書を破棄したときは、その破棄した部分について、遺言を撤回したものとみなす。」と規定されています。赤い斜線がこの「破棄」に該当するかが問題となります。黒く塗りつぶしたりして文面を読めないような状態であれば、「破棄」にあたると考えられていましたが、本件の斜線のように文面が読める状態で消した場合まで「破棄」にあたるかが学説上争われていたのです。

このように学説上争われていた理由は、民法968条2項とのバランスにあります。すなわち、民法968条2項は「自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。」として、「加除その他の変更」については、「付記」「署名」「印」という厳格な手続きを要求していることとの均衡の問題があるのです。

今回の最高裁判決は、「一般的な意味に照らして、遺言の効力を失わせる意思の表れ」として、遺言書の無効を認めたので、本件問題点は解決をみたといってよいと考えられます。

2 相続を争族にしないためには？

このように今回は最高裁判所の判決で遺言書が無効とされましたが、そもそも、斜線は誰が引いたのかという前提問題において被相続人が引いたと認定されない可能性もあります。そのため、自筆証書遺言を撤回する場合には、物理的に破り捨てるか、撤回する旨を記載して日付・署名・押印をする必要があります。

自筆証書遺言は、手軽に費用をかけずに作成できる点がメリットではありますが、遺言書の文言を巡って争いになったり、撤回の有無で問題となったりする可能性があります。費用はかかりますが、公正証書遺言を作成しておけば後の紛争を予防できる可能性が高くなりますので、公正証書遺言の作成をお勧めします。

遺言作成に関して、分からないことがある場合には専門家に御相談下さい。

■□ 法(ほう)～納得! 第26号 □■ 平成28年 1月 4日発行

～ 再婚禁止期間「違憲」判決 ～

民法733条第1項では「女は、前婚の解消又は取消しの日から六箇月を経過した後でなければ、再婚をすることができない。」旨規定されています。つまり、この規定は、女性については「前婚の解消又は取消し」から180日を経過しなければ次の結婚ができないとするものです。

1 前提の問題意識

そもそも、なぜ女性にのみ再婚禁止期間が定められているのかについて確認しようと思います。民法772条は、その1項で「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」と規定しています。そして、2項では「婚姻成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定しています。おおざっぱに言えば、[1]妻が結婚中に妊娠した場合には、夫の子と推定される、[2]離婚した日から300日以内に生まれた子は、離婚した夫の子と推定される、[3]再婚した日から200日を経過した後に生まれた子は、再婚した夫の子と推定されるという規定です。

では、ここで頭の体操。「女性が離婚した直後に再婚。再婚後200日を経過後に子どもが生まれた」というような事案では、上記の[2]と[3]の両方に該当します。これが意味するところは、生まれた子は、離婚した夫と再婚した夫の子どもであると推定されてしまうということです。

つまり、上記[2]と[3]の両方に該当する場合には、推定が重複することになるのです。このような推定の重複を防ぐために、再婚禁止期間(733条第1項に基づき六箇月)が設けられたのです。

2 6か月の期間は本当に必要??

再び、頭の体操。女性が離婚した当日に再婚した場合を考えてみましょう。離婚した夫の子と推定されるのは300日([2])、再婚した夫の子どもと推定されるのは、再婚した日から200日経過後([3])。ここで、推定の重なる期間が生じるのは何日でしょうか

答えは、100日です。

3 最高裁判所の判断

(1) 多数意見

民法が定められた明治時代は、重複が生じる100日間に再婚禁止期間を限定しないことは、父子関係をめぐる紛争を未然に防止すると考えられており、当時はその考えは合理的なものとされていました。しかし、医療技術等が発達した現代社会においては、このような考え方は不合理なのです。

平成27年12月16日付の最判においては、多数意見は、父性の推定が重複することを回避するための期間である100日間は合理性、相当性が認められるとしても、それを超えて再婚を禁止することは正当化できない旨を判示しています。

(2) 他の意見

多数意見以外に、「DNA検査技術の進歩により生物学上の父子関係を科学的かつ客観的に明らかにすることができるようになった段階においては、血統の混乱防止という立法目的を達成するための手段として、再婚禁止期間を設ける必要性は完全に失われている」とした裁判官も存在します。

4 今後の流れ

この判決を受け、国会が当該規定を改正するようです。しかし、判決にしたがい100日を超える部分に限定して改正するのか、個別の裁判官の意見も踏まえて全面的に再婚禁止期間を撤廃するのかでは異なります。このような改正の動きについても、今後注目に値すると思います。

■□ 法（ほう）～納得！ 第27号 □■ 平成28年 2月 1日発行

～ 大学生の選挙権行使と「住民票」 ～

平成27年6月、公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、公布されました。これに伴い、平成28年6月19日の後に初めて行われる国政選挙の公示日以後にその期日を公示又は公示される選挙から、選挙権年齢が「満20歳以上」から「満18歳以上」に引き下げられます。

このような公職選挙法の改正により、今年の7月の参議院選挙から大学生も投票ができるようになります。今日は、大学生の投票についてお話しようと思います。

1 投票の前提

選挙権を持っていても、実際に投票するためには市区町村の選挙管理委員会が管理する名簿（「選挙人名簿」）に登録されていなければなりません。そして、選挙権名簿に登録されるのは、その市区町村に住所をもつ日本国民（満20歳以上→満18歳以上）で、その住民票がつくられた日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3か月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている人です。

2 大学生と住民票

大学生の場合、親元を離れて一人暮らしをしているけれども住民票は実家に置いたまま、という人も多いと思います。これは、(1)住民票を移すのが面倒、(2)大学を卒業したら地元に戻る予定、(3)住民票を移さなくても生活で困らないということが理由であろうと思います。このように住民票を実家においたままであれば、現在住んでいる住所では投票できないこととなります。では、住民票を移さずに別住所で生活することは何か法的に問題があるのでしょうか。

3 住民基本台帳法の規定

住民基本台帳法第22条では、別の市町村に転出した場合には住民票を移すことが義務付けられています。正確な規定としては以下のとおりです。

第22条 転入（新たに市町村の区域内に住所を定めることをいい、出生による場合を除く。以下この条及び第30条の46において同じ。）をした者は、転入をした日から14日以内に、次に掲げる事項（いずれの市町村においても住民基本台帳に記録されたことがない者にあつては、第1号から第5号まで及び第7号に掲げる事項）を市町村長に届け出なければならない。

同法第22条によれば、引っ越しの日から14日以内に転入届をしなければならないことになっています。そして、これに反した場合には、実は、下記の規定のとおり5万円以下の過料という罰則（同法第52条2項）が存在するのです。

第52条 2 正当な理由がなく第22条から第24条まで、第25条又は第30条の46から第30条の48までの規定による届出をしない者は、5万円以下の過料に処する。

4 社会人としての自覚を

投票ができるということは、社会人の一員と認められているということの証でもあります。法に従い住民票を移したうえで選挙権を行使するということは、社会人としても義務の一つでもあると思います。選挙権を行使しようと思えば、選挙に対する意識も高まり自分が適切であると考えられる候補者に投票することもできるようになります。18歳から投票ができるようになったのは良い機会です。大学生の皆様は、是非住民票を移し、今年の7月の参議院選挙から現住所で投票ができるようにして下さい。

連載

企業法務 ケーススタディー

vol.58

今さら聞けない！ マイナンバー制度の注意点



相談内容

平成27年10月から「マイナンバー」が通知されるということですが、どのような点に注意すればいいでしょうか。

回答

1 マイナンバー制度がついにスタート！

平成27年10月から、国民の一人ひとりにマイナンバーが割り当てられ、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きでマイナンバーの利用が始まります。マイナンバー制度の実施が目前に迫ってきたので、今回は、これだけは知っておきたいことをわかりやすく説明します。

マイナンバーとは、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（通称「マイナンバー法」）に基づいて、住民票を有する全ての人に付される番号のことです。

この制度が実施される目的は、①公正・公平な社会の実現 ②行政の効率化 ③国民の利便性の向上です。

2 どんな場面で従業員のマイナンバーを使うの？

これにともない、会社でも従業員のマイナンバーを取り扱うこととなります。それは、①源泉徴収票などを行政機関に提出するとき ②健康保険、厚生年金保険、雇用保険などを行政機関に提出するときがあげられます。このような用途のために、会社は、従業員からマイナンバーの通知を受ける必要があります。

3 従業員のマイナンバーを取り扱う場合には、どのようなことに気を付ければよいの？

従業員からマイナンバーの通知を受ける際には、①利用目的の明示 ②本人確認を遵守する必要があります。

例えば、「給料の支払等に係る源泉徴収票の作成事務」「健康保険、厚生年金保険届出、申請、請求の事務」など利用目的については、複数の目的をまとめて明示することが可能です。個々の提出先を明示する必要はありません。利用目的を後から追加する場合には、改めて従業員に追加分を通知する必要があります。

本人確認については、①マイナンバーが間違えていないかの確認 ②マイナンバーを提供する者が実在する本人かの確認をする必要があります。

その方法として、①個人番号カード（マイナンバーの通知後、市町村に申請して交付されるカード。マイナンバーなどが記載されている）の提示 ②住民票や運転免許証の写しをまとめて提示を依頼し、本人確認を行うことができます。

4 重い罰則に要注意！

マイナンバー法は、個人に関する情報についての法律ということで、個人情報保護法と似ています。しかし、マイナンバー法は、個人情報保護法よりも重い罰則があります。例えば、マイナンバーを利用する事務に従事する者、または従事していた者が正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録されたファイルを提供した場合には、4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金、またはその併科となります（マイナンバー法第67条）。さらに、従業員が上記行為をした場合には、雇用者である会社も同様に罰せられる可能性があります。

このようなことから、マイナンバーの管理にあたっては、管理体制をしっかりと整備しておく必要があります。

5 マイナンバー制度の実施に備える！

今後は、マイナンバーを用いた手続が必要になることから、これまでになかった新たなリスクが発生することが想定されます。リスクの把握と対策の構築は、制度の実施以前から行う必要があります。

マイナンバーに関してどのような管理体制を整えておくべきか、または、どのような点について注意すればいいかお悩みの方は、弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は8人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

連載

企業法務ケーススタディー

vol. 59

日本語だけでは分からない？ —外国人を雇用する際の注意点—



相談内容

当社で働いている外国人従業員が、機械を使って作業しているときに怪我をしました。当社は、この従業員に対しても、他の従業員と同様に、研修を行ったほか、機械についての作業手順や注意事項などについて記載されている書面を渡していました。しかし、研修が日本語で行われたことや書面が日本語で記載されていたせいか、この従業員は、内容をよく理解していなかったようです。

当社に何らかの法的責任が生じるでしょうか。

1 増加する外国人の雇用

回答

先日開催されたラグビーワールドカップでの日本代表の活躍は、世界中から注目が集まりました。この31人のチームには10人の外国人選手が選出されており、彼らの功績は疑う余地のないところです。

グローバル化が進んだ現代において、さまざまな企業で外国人を雇用する機会が増えています。厚生労働省の調査においても、外国人の雇用は、年々増加している実態が明らかにされています。その際に、注意すべきことについてお話したいと思います。

2 日本語があまり分からない？

外国人従業員の中には、日本人以上に日本の文化や日本語に精通している方もおられますが、あまり日本語を理解できない方も少なくありません。

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」においては、安全衛生を確保するため、①安全衛生教育の実施 ②労働災害防止のための日本語教育等の実施 ③労働災害防止に関する標識、掲示等 ④健康診断の実施等 ⑤健康指導及び健康相談の実施 ⑥労働安全衛生法等関係法令の周知をすべきことが定められています。

企業としては、外国人従業員が理解できる言語や方法によって前記①～⑥までの措置を行う必要があるとされています。

3 どのような法的責任が発生するの？

企業は、従業員に対して安全配慮義務を負っており、危険から回避するための安全教育、適切な注意、作業管理などを行う必要があります。この安全配慮義務を外国人従業員に対

しても負うこととなります。

安全配慮義務に違反した結果、外国人従業員に損害が発生した場合には、雇用契約の債務不履行責任、または不法行為責任に基づく損害賠償義務が発生します。

御社は、外国人従業員があまり日本語を理解できないにもかかわらず、その事情を配慮せずに日本語での研修の実施や日本語でのみ記載された書面の交付を行っていることは、外国人従業員が理解できる言語や方法で安全教育を行っていないこととなります。安全配慮義務を尽くしたことにはならず、損害賠償責任を負う可能性が高いと考えられます。

従業員の怪我の程度にもよりますが、重い後遺症が残った場合には、数百万円単位の損害賠償請求をされる可能性もあります。金銭面での賠償は保険でまかなえるとしても、メディアに報道された場合には、企業の信用が大きく損なわれてしまいます。

4 それぞれの従業員に配慮した方法を！

このようなことを防ぐためには、外国人従業員が理解できる言語で研修や書面の作成をすること、イラストなどを活用して言語の違いを超えて分かりやすく説明することも考えられます。

外国人従業員の雇用に関してどのような管理体制を整えておくべきか、または、どのような点について注意すればいいかお悩みの方は、弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は8人）を掲げる。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所

岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092

連載

企業法務 ケーススタディ

vol.60

これってパワハラ？それとも指導？ 一両者の分水嶺



相談内容

当社の従業員は、いつも注意されているにもかかわらず事務作業で何度も同じミスを繰り返す、業務時間中に席を離れどこにいるか分からないなど、度々問題行動を起こしています。そのため、上司が、これらのことについて指導したところ、当該従業員は、パワハラだと言ってきました。当社に何らかの法的責任が生じる可能性があるでしょうか。

回答

1 パワハラに関する相談が依然として増加している！

都道府県労働局等に設置された総合労働相談コーナーに寄せられる相談において、パワハラに関する相談件数は、依然として増加しています。

厚生労働省の調べによると、「パワハラを知らない」とする企業経営者は少なく、ほとんどの企業経営者が「パワハラ対策は経営上重要な課題である」と認識しています。にもかかわらず、パワハラの相談件数が増加している現状に、この問題の難しさを感じます。

職場の秩序を維持するには、指導を行うことが必要です。会社の管理職がパワハラを恐れて指導することを委縮してしまうようでは、職場の秩序を維持することができません。

2 単なる指導もパワハラになるの？

厚生労働省によると、「職場のパワーハラスメント」について、「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義しています。業務の適正な範囲を超えた指導であれば、パワハラに該当する可能性があります。

業務上適正な指導といえるか否かは、業務の内容、指導の必要性、態様、回数、指導をした者とされた者との関係を総合的に考慮して判断することとなります。

3 本件でもパワハラになるの？

ご相談では、注意しても何度も同じミスを繰り返す、業務時間中にどこにいるか分からないなどといった業務態度は、問題行動であると考えられます。そのため、指導の必要があ

り、一般的な指導の程度であれば、パワハラに該当しないと考えられます。

もっとも、この指導が、「バカじゃないのか、お前は」「この給料泥棒が。生きてて恥ずかしくないのか」といった指導を受ける者の人格や人間性を傷つける方法や、大勢の前で大声で怒鳴るなど名誉を傷つける方法で行われてしまうと、パワハラに該当する可能性が高くなります。

仮にパワハラに該当すると、当該従業員から慰謝料を請求されるリスクがあります。さらに、このパワハラが原因で当該従業員が自殺してしまったら、取り返しのつかないこととなるばかりか、パワハラと自殺との因果関係が認められると、数千円もの損害賠償を支払うこととなるリスクもあります。このようなことになると、職場の士気が下がるだけでなく、会社の社会的評判が著しく低下することになってしまいます。

4 パワハラを未然に防ぐことが重要！

職場秩序維持のためには、業務上の適正な指導が必要不可欠ですが、この指導がパワハラになってしまえば、元も子もありません。

パワハラの発生を防止するには、例えば管理職を対象とした研修を実施する、マニュアルを作成して配布するなど考えられます。他にも、職場でのコミュニケーションを適切にとることも重要です。

パワハラに関するリスクの低減についてお悩みの方は、弁護士などの専門家にご相談されることをお勧めします。

弁護士 小林 裕彦

昭和35年2月17日、大阪市生まれ。昭和59年に一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年に司法試験に合格し、平成4年に弁護士登録。現在は岡山市北区弓之町に小林裕彦法律事務所（現在弁護士は8人）を構える。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。岡山弁護士会所属。

小林裕彦法律事務所
岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル6階
TEL 086-225-0091 FAX 086-225-0092



法務虎の穴 第57回 「生命保険金と遺産分割」 弁護士 小林 裕彦

【相談】

先日、父が亡くなりました。母は父より先に亡くなっていましたが、父は数年前に再婚していたため、相続人は私と父の後妻の二人です。

遺産は、自宅の土地建物と預金等を合わせて1000万円ほどですが、父は、後妻を受取人として2000万円生命保険に入っていました。

私は後妻が受け取った2000万円も含めて遺産分割をすべきだと考えていますが、そのようなことは可能でしょうか。

1 生命保険金は遺産ではない

特定の相続人が保険金の受取人に指定されている場合、当該生命保険金請求権は相続財産にならないと解されています。生命保険金請求は、保険契約の効力の発生と同時に、受取人として指定された相続人の固有財産となると考えられるからです。

そのため、本件でも、2000万円の生命保険金を含めて遺産分割するという相談者の要求は、法的には認められません。

2 特別受益にあたるか

さて、生命保険金が相続財産に含まれないとしても、これを受け取った相続人

の特別受益として、持戻しの対象になると考えられないでしょうか。

特別受益の持戻しとは、相続分の前渡しと評価できる生前贈与等について、計算上、相続財産に加工して相続分を算定する制度です。保険金請求権は受取人の固有財産である以上、相続分の前渡しとはいえないはずですが、その一方で、被相続人が生前に保険料を支払っていたおかげで保険金を受け取ることができるのですから、これを特別受益と考えないと、他の相続人との間で不公平にも思えます。

この点、判例は、「保険金受取人である相続人とその他の共同相続人との間に生ずる不公平が民法903条の趣旨に照らし到底是認することができないほどに著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合」には、特別受益に準じて、持戻しの対象となると解しています。

したがって、生命保険金は原則として特別受益にはならないものの、「特段の事情」がある場合には、持戻しの対象となる、ということになります。

3 本件の場合

判例は、特段の事情について、「保険金の額、この額の遺産の総額に対する比率のほか、同居の有無、被相続人の介護等に対する貢献の度合いなどの保険金受

取人である相続人及び他の共同相続人と被相続人との関係、各相続人の生活実態等の諸般の事情を総合考慮して判断すべき」としています。

結局は総合判断であり、ケースバイケースということになりますが、本件の場合、被相続人が多額の保険料を払っていた場合には、相続財産の総額の二倍もの生命保険金が支払われていますので、特段の事情があると判断される可能性は十分にありそうです。

今回は、遺産分割における生命保険金の取扱いについてお話ししましたが、相続税法では、生命保険金も相続財産に含めて相続税を計算しますので、税法と民法の考え方の違いにも注意が必要ですね。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴 第58回 「相続放棄の起算点の例外」 弁護士 小林 裕彦

【相談】

私の父は半年ほど前に亡くなりましたが、父は年金と私からの仕送り暮らしで暮らしていたため、遺産は何もありませんでした。そのため、特別な手続はせずにいたのですが、先週、金融業者から連絡があり、父が知人の借金の保証人になっていたことを聞かされました。私はどうすればよいのでしょうか。

1 相続放棄の起算点

相続は包括承継ですので、積極財産だけでなく、消極財産も承継します。そのため、相続人が被相続人の債務の承継を避けるためには、相続放棄をする必要があります。

そして、民法は、相続放棄が認められる期間(熟慮期間)について、「自己のために相続の開始があったことを知った時から3箇月」と定めています。したがって、①被相続人の死亡と、②自分が法律上相続人であることの2つの事実を認識した時から熟慮期間が起算されることとなります。

2 債務の存在の認識

相談事例の場合、被相続人の死亡と自分が相続人であることを認識してから3カ月以上経っていますので、もはや相続放棄は認められる余地がないように

も思えます。

しかしながら、この点について判例は、相続人が上記①・②の事実を知った場合でも、「3カ月以内に相続放棄をしなかったのが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況から見て当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人において右のように信ずるについて相当な理由があると認められるとき」には、熟慮期間の起算点の例外を認めています。

そして、この場合、「相続人が相続財産の全部又は一部の存在を認識した時または通常これを認識すべき時」から熟慮期間を起算すべきとしています。

今回の場合、被相続人が年金や仕送りで生活していたことや、相続人が被相続人と離れて暮らしていたなどの事情等から、相続財産、特に債務の存在をうかがい知ることができなかったということと考えると、相続債務を知った時から3カ月間は相続放棄が認められる可能性があります。

3 相続分皆無証明書とは

相続放棄は要式行為であり、家庭裁判所への申述が必要です。手続自体は簡単

なものの、実際には、それほど頻繁に相続放棄の手続がなされているわけではありません。

その代わりに、遺産分割協議などの際に、「相続人甲は、今回の相続に関して相続分はありません。」というような書面(相続分皆無証明書)を作成する場合があります。

しかしながら、これは、相続財産について、自分の取り分を主張しないことを意味するに過ぎず、債務の承継を避けることができるものではありません。相続債権者からの請求に対して、相続分皆無証明書を根拠に履行を拒むことはできませんので、注意する必要があります。



筆者プロフィール

小林 裕彦(こばやし やすひこ)

昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴 第59回 「有責配偶者からの離婚請求」 弁護士 小林 裕彦

【相談】

私は20年前に現在の夫と結婚しました。子どもはいません。

ところが、1ヶ月ほど前、夫が浮気をしていることがわかり、そのことを責めると、夫は不倫相手のところへ行くと行って家を出てしまいました。夫は、不倫相手と結婚するつもりだから私とは離婚する、離婚届にサインしないなら裁判をしてでも別れる、と言っています。

私は離婚するつもりはないのですが、夫から裁判を起こされると離婚が認められるのでしょうか。

1 踏んだり蹴ったり判決

今回は、不貞をした配偶者からの離婚請求で、いわゆる、「有責配偶者からの離婚請求」といわれる問題ですが、これについては、昭和27年に有名な最高裁判決があります。

夫Xが妻Y以外の女性と性的関係を持ち、その後、Xは家を出て不倫相手の女性と暮らし、2年の別居の後、Xから離婚訴訟が提起されたという事案です。これに対して、裁判所は、「婚姻関係を継続し難いのはXが妻たるYを差し置いて他に情婦を有するからである。——結局Xが勝手に情婦を持ち、そのため最早Yとは同棲出来ないから、これを追い出すということに帰着するのであって、もしかかる請求が是認されるならば、Y

は全く俗にいう踏んだり蹴ったりである。法はかくの如き不徳義勝手気促を許すものではない」と判示して、離婚請求を認めませんでした。

これは、婚姻関係が破綻していると客観的に評価できるような場合に離婚請求を認めるという「破綻主義」を前提として、破綻について有責な者からの離婚請求を認めないという立場であり、「消極的破綻主義」と呼ばれています。

2 有責配偶者からの離婚請求が認められる場合は？

昭和27年の判例は、有責配偶者からの離婚請求であるという一事をもって請求を認めないというものです。現在もその考え方が厳格に貫かれているわけではありません。

消極的破綻主義の考え方について判示したもう一つの有名な判例として、昭和62年の判決があります。この判決では、有責配偶者からされた離婚請求であっても、①夫婦の別居が当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及び、②その間に未成熟の子が存在しない場合には、③相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて過酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情の認められない限り、離婚が認められる場合があると判示されています。

これは、どのような場合でも有責配偶者からの離婚請求を認めないとすると、既に破綻した形骸的な婚姻関係が残り続けるだけで、現実の夫婦関係と法律上の夫婦関係とがかけ離れたものになってしまうという問題もあるためだと考えられます。

今回のケースでは、未成熟子はいませんが、別居期間はわずか1か月であり、やはり、有責配偶者である夫からの離婚請求は認められないでしょう。

とはいえ、昭和62年判例のとおり、一定の場合には有責配偶者からの離婚請求も認められることがありますので、事案毎に具体的な事実に応じて検討する必要がありますね。



筆者プロフィール
小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。



法務虎の穴 第60回 「敷地内に放置された自動車の撤去」 弁護士 小林 裕彦

【相談】

私は、自宅の近くに土地を所有しており、これまで何年も空き地にしていましたが、この度、息子夫婦の家を建てることになりました。

ところが、その空き地に、1年ほど前から誰のものか分からない自動車が勝手に停められています。自動車を撤去したいのですが、私はどうすればよいのでしょうか。

1 自力救済の禁止

たとえ自己所有の土地上に放置された他人の自動車であっても、原則として、これを勝手に移動させたり、廃棄したりすることはできません。禁止された自力救済にあたりますし、後に所有者から損害賠償請求などをされるリスクもあります。

自動車の持ち主に任意に撤去してもらえない場合は、訴訟をして判決を得た上で、強制執行の手続きをとる必要があります。

2 どのような請求をするのか

相談のような事例で訴訟を提起する場合、どのような請求になるでしょうか。

これについては、基本的には、「土地所有権に基づく土地の明渡請求」ということとなります。すなわち、自動車の放置(=土地の占有)によって、土地所有権が侵害されているので、占有を解いて土地

を明け渡せ、という請求です。

3 留保所有権者の場合

さて、所有権に基づく明渡請求をするにあたっては、不法占有をしている人、すなわち自動車の所有者を調べる必要があります。紙幅の都合上その方法は割愛しますが、調査の結果、自動車の所有者が、信販会社等になっている場合があります。ローンで購入された自動車で、債務が完済されていないような場合です。この場合、明渡しの請求は、誰にすればよいでしょうか。

この点について、平成21年に最高裁判例があります。判決は、「留保所有権者は、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産が第三者の土地上に存在して第三者の土地所有権の行使を妨げているとしても、特段の事情がない限り当該動産の撤去義務や不法行為責任を負うことはないが、残債務弁済期が経過した後は、留保所有権が担保権の性質を有するからといって上記撤去義務や不法行為責任を免れることはできない」として、残債務全額の弁済期が経過したときは、留保所有権者が責任を負うとしています。

これは、信販会社等は、債務の弁済期が経過するまでは、所有権があるといっても自動車を使用する権原はないものの、弁済期が経過すれば留保所有権に基づい

て自動車を処分等することができるとです。

したがって、ローン未完済の自動車については、弁済期経過前であれば自動車の使用者に明渡しを請求することになりますが、弁済期経過後であれば留保所有権者である信販会社等にも請求することができます。

なお、弁済期が経過した後も、信販会社等が不法占有の事実を知らなければ不法行為責任を負いませんから、信販会社等に通知して、不法占有の事実を告知する必要があります。



筆者プロフィール
小林 裕彦(こばやし やすひこ)
昭和35年大阪市生まれ、玉野市在住。昭和59年3月に一橋大学法学部を卒業後、労働省(現厚生労働省)勤務を経て、平成4年4月に弁護士登録。専門は、企業法務、民事事件のほか、民事再生の監督委員や破産管財人など。岡山弁護士会副会長、岡山市の包括外部監査人等を歴任。平成7年6月から本会顧問弁護士。事務所は、岡山市北区弓之町2番15号弓之町シティセンタービル6階。

弁護士の
 コラム



こばやし やすりこ
 弁護士 小林 裕彦
 (岡山弁護士会所属)

TEL : 086-225-0091
 FAX : 086-225-0092

昭和59年一橋大学法学部卒業後、
 労働省(現厚生労働省)入省。平成
 元年司法試験合格。平成4年弁
 護士登録。会社顧問業務、企業法
 務、訴訟関係業務、行政関係業
 務、破産管財人、民事再生監督委
 員、地方自治体包括外部監査業務
 などを主に取り扱う。

試用期間経過後の本採用拒否について

○本採用拒否は自由？

新規に従業員を採用した場合、従業員の性格や業務に対する適性等を見極める期間として、試用期間を設けている会社が多いですが、この試用期間について、あくまで「お試し期間」である以上、試用期間経過後に従業員を継続して雇用し続けるかは会社の自由だと誤解されている経営者の方が多いように思います。

しかしながら、法律上は、試用期間といえども、従業員との間で期間の定めのない労働契約が成立しており、一定の場合に限って労働契約を解約する権利が会社に留保されていると考えるのが一般的です。そのため、試用期間経過後に本採用を拒否する(留保解約権を行使する)ことは、従業員を解雇することにほかなりませんが、従業員の適性等を判断するという試用期間の趣旨から、通常の解雇よりは、会社に広い自由が認められています。

○どのような場合に拒否できる？

とはいうものの、最高裁は、会社あまり広い解約権行使の自由を認めると、労働者に酷であることを理由に、留保解約権の行使は、「解約権留保の趣旨、目的に照らして、客観的に合理的な理由が存し、社会通念上相当として是認される場合」に限って認められるとしています。具体的には、会社が「採用決定後における調査の結果により、また試用期間中の勤務状態等により、当初知ることができず、又は知ることができないような事実を知るに至った場合において」、「その者を引き続き当該企業に雇用しておくことが適当でない」と判断すること」が「相当であると認められる場合」に本採用拒否できるとしています。

したがって、採用面接時にすでに判明していた事実を理由に本採用を拒否はできませんし、採用後の勤務成績が不良であっても、その程度によっては本採用拒否が認められないこともあります。

○本採用拒否のリスク

試用期間経過後の本採用拒否が認められなかった場合、法的には試用期間経過後も労働契約が存続していることになるので、その期間中の給料も従業員に支払わなければなりません。このようなリスクを避けるためにも、試用期間経過後に従業員の本採用を拒否する場合には、専門の弁護士にご相談されることをおすすめします。

(法律相談コーナー)

第64回 競業禁止義務

●相談内容●

この度、当社の従業員が退職を申し出てきましたが、当該従業員は当社において機密性の高い情報を扱っていました。当該従業員が同業他社に就職して、当社の機密情報が漏えいしては困るので、同業他社への就職を阻止したいと考えています。どのような方法をとればよいですか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、被雇管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

当該従業員との間で競業を禁止する契約を締結する

在職中の従業員の場合、労働契約に付随する信義則上の義務として、使用者の正当な利益を不当に侵害してはならないという義務を負い、その一環として同業他社へ就職してはならないという義務(競業禁止義務)を当然に負います。

これに対して、退職する従業員との関係では、労働契約がなくなりますので、労働契約に付随する義務としての競業禁止義務を負っているとはいえなくなります。そのため、従業員に退職後も競業禁止義務を負わせるには、労働者・使用者間の書面による個別合意といった特別の根拠が必要となります。

そのため、ご相談のケースにおいても、退職労働者との間で、競業禁止義務を負わせる契約を締結する必要があります。

個別合意があれば、万全か？

もっとも、個別合意さえあれば、問題なく退職労働者に競業禁止義務を負わせることができるというわけではなく、さらに個別合意の有効性が吟味されます。というのも、競業禁止義務は、企業秘密の保護等のためになされるものですが、他方で、労働者が生計を立てる手段を制限するものであり、職業選択の自由(憲法22条)を侵害する可能性があるからです。そのため、競業禁止義務を負わせる合意が、労働者の職業選択の自由を不当に制限する場合には、その合意は無効とされることがありますので、注意が必要です。

合意の有効性の判断方法

競業禁止義務を負わせる合意の有効性は、①当該従業員の地位・職務が競業禁止義務を負わせる必要のあるものであるか、②対象業務(業種・職種)・期間・地域に鑑みて労働者の職業選択の自由を過度に制約していないか、③当該従業員が受ける不利益を補う代償措置があるかなどの事情を総合的に考慮して判断されます。

裁判例の中には、代償措置が十分なされていれば、制限期間や制限地域が比較的広範であっても競業禁止義務が認められるとするものもありますが、一般的には、期間については1年程度が限度ではないかと思われます。

弁護士にご相談を

以上のように、どのような合意であれば、労働者に対し有効に競業禁止義務を負わせることができるのかの判断は、個別の事案によると言わざるを得ないところがあり、大変困難を伴いますので、弁護士にご相談の上で、競業禁止義務を負わせる契約を締結することをお勧めします。



2015
12
月号

(法律相談コーナー)

支那語も読める

第 66 回 従業員の私生活上の行為を理由とした懲戒解雇

●相談内容●

この度、当社の従業員が業務時間外に犯罪をしたとして、逮捕されてしまいました。当社としては、このような従業員を雇用し続けると、会社の信用問題にかかわるので、当該従業員を懲戒解雇したいと考えていますが、問題はありますか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和 59 年一橋大学法学部卒業後、労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成 4 年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

ご相談のような事案に遭遇して、逮捕されてしまった従業員に対しどのような対応をすればよいか、頭を悩ませたことのある経営者の方も少なくないのではないのでしょうか。なかには、従業員が犯罪をした以上、懲戒解雇をしなければならないと考えられる経営者の方もいるのではないかと思います。

しかしながら、ご相談の事案のように、会社の業務とは無関係なところで行われた犯罪行為を理由に懲戒処分を行う際には、注意しなければならないことがあります。

犯罪をした＝懲戒解雇ではない！

就業規則の懲戒事由に「犯罪行為をしたとき」というような規定を設けている場合でも、必ずしもこれに該当するとして懲戒処分ができるわけではありません。懲戒処分は企業秩序を維持するためのものですので、本来、企業秩序に関係しない従業員の私生活上の行為は懲戒処分の対象とはなりません。もっとも、現実には、従業員の私生活上の非行であっても、会社の社会的評価が低下するということはよくあることです。そのため、裁判例においては、私生活上の行為についても、会社の社会的評価を低下させるおそれがあると客観的に認められる場合には、懲戒処分ができるとされています。したがって、従業員が犯罪行為をした場合には、事件が報道されたか、犯罪の内容・性質、会社の事業の種類、当該従業員の会社における地位・職種等を総合考慮して、会社の社会的評価を低下させるおそれがあると客観的に認められるか検討する必要があります。

懲戒解雇の選択は慎重に！

懲戒事由に該当するとしても、どのような懲戒処分を選択するのかについてはさらに慎重に検討する必要があります。これについては、各犯罪行為の内容・性質等によって異なってくるので、一概には言いがたいところです。一つの参考としては、国家公務員の懲戒処分について人事院が作成した「懲戒処分の指針について」という基準がありますが、やはり個々の事案によって様々な考慮要素がありますので、どのような懲戒処分が妥当なのかの判断は困難なことが多いです。

弁護士にご相談を！

以上のように、従業員の犯罪行為を理由に懲戒処分をする場合、様々な事情を考慮した上で判断する必要があります。この判断を誤れば、後日懲戒処分の有効性を争われることにもなりかねません。そのようなリスクを避けるためにも、懲戒処分をする際には、専門の弁護士にご相談されることをおすすめします。

岡山県建設業協会 会報

2016
正月号

(法律相談コーナー)

第 67 回 行方不明になった従業員を解雇するには

●相談内容●

当社の従業員が行方不明になってしまい、全く連絡が取れない状態になっています。欠勤し始めてずいぶん経つので、当該従業員を解雇したいと考えているのですが、どのように対処すればよいのでしょうか。

○回 答○



顧問弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和 59 年一橋大学法学部卒業後、労働省(現厚生労働省)入省。平成元年司法試験合格。平成 4 年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

解雇することはできるが・・・

当該従業員の無断欠勤が長期間にわたって続いているようですので、通常は解雇事由に該当すると考えられ、当該従業員を解雇することができます。

しかしながら、解雇の効力は、解雇するという意思表示が従業員に到達しなければ生じません。当該従業員が行方不明となっているご相談のケースの場合、解雇通知書を郵送するという方法では、当該従業員に届かないと思われるので、解雇することができないこととなります。そのため、当該従業員に対し、どのようにして解雇の意思表示を伝えるのかが問題となります。公示による意思表示という方法を取るしかない

このような場合のために、公示の方法によって意思表示を行うという方法が民法上認められています。具体的には、裁判所に対して、公示による意思表示の申立てを行い、その決定を得た上で、解雇するという意思表示の内容を裁判所の掲示場に掲示し、かつその掲示があったことを官報に少なくとも 1 回掲載してもらう必要があります。この公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日またはその掲載に代わる掲示を始めた日から 2 週間を経過したときに、相手方に到達したものとみなされるとされているため、官報等に掲載後 2 週間経過して初めて解雇の効力が発生することになります。

このような手間を避けるために

上記のような対応をとれば、行方不明の従業員を解雇することは可能です。もっとも、公示による意思表示は、裁判所への申立てが必要になる等、時間と費用がかかってしまいます。そこで、このような手間を避けるため、あらかじめ就業規則により手当をしておくべきです。

具体的には、就業規則の自動退職事由として、「従業員が行方不明となり、欠勤が〇日を超えたとき」というような規定を定めておくことが考えられます。自動退職は、解雇ではないので、当該従業員に対し、解雇通知を送付する必要はなく、公示による意思表示の手続きをとる必要がないからです。

ただし、就業規則の変更には、合理性が要求されるため、具体的にどのような規定を設けるかについては、弁護士にご相談されることをお勧めします。

色にこだわった温泉

○熊の湯温泉（長野県）

バスクリンのような緑色がインパクトあるでしょう。この温泉は共同湯巡りが楽しめる渋温泉から車で約1時間ほど。緑色は硫化水素が含まれているためです。硫化水素というと、卵の腐ったような臭いがして、中毒性があるイメージかもしれませんが、濃度と吸入時間によります。硫化水素が発生している所で長時間いたら危険ですが、温泉自体は大丈夫です（笑）。このようにきれいな緑色になる温泉はさほど多くはなく、他には国見温泉（岩手県）、鳴子温泉西多賀湯（宮城県）、月岡温泉の掛け流しの一部の旅館（新潟県）ぐらいでしょうか。それにしても、熊の湯温泉の内風呂は風情があるでしょう。信州の温泉はこのような木で作られた風情ある温泉が多い。信州はなかなかのもの！

〈熊の湯温泉露天風呂〉



〈熊の湯温泉内風呂〉



○湯布院温泉庄屋の館（大分県）

湯布院温泉庄屋の館（大分県）。湯布院は無色無臭の単純温泉のイメージがあると思いますが、このような個性的な温泉もあります。このクリーミーなブルーは二酸化ケイ素が含まれているため。日や時間によって、ブルーの色の濃さなどが変わり、まさに温泉は自然の恵みだと実感させてくれます。加えて、肌がつるつるになります。この種の温泉はおんせん県の大分県に集中してしまっていて、別府観海寺温泉いちのいで会館、別府鉄輪温泉神和苑で体感することができます。希少価値があります。それから、昨年度アイスランドのブルーラグーンに行ってきましたが、ここも塩分が濃い点を除いてはほぼ庄屋の館と同じ泉質だと思います。

温泉は、視覚、聴覚、味覚、触覚、臭覚の五感で楽しむことができますのですが、視覚的に特色ある温泉はやはりミネラルが濃くて、泉質が良い！それは、身体的にも肉体的にも癒されるということに直結しますね。

温泉の楽しみ方は視覚から。非日常的な色彩とそれによるホンマモンの癒しに感謝！

〈湯布院温泉庄屋の館〉



〈アイスランドのブルーラグーン〉

